

中小企業政策審議会
第1回金融ワーキンググループ
議事録

中小企業政策審議会第1回金融ワーキンググループ
議事次第

日 時：平成27年11月19日（木）9:30～11:30
場 所：経済産業省別館1階108会議室

1. 開 会

2. 議 事

- (1) 金融ワーキンググループの運営について
- (2) 信用補完制度の現状と指摘等について
- (3) 討議
- (4) 事務連絡

3. 閉 会

○菊川金融課長 皆様、おはようございます。定刻より若干早いですけれども、皆様おそろいですし、皆様の貴重なお時間ですので、始めさせていただければと思います。ただいまから「中小企業政策審議会第1回金融ワーキンググループ」を開催いたします。

本ワーキンググループの事務局を務めます、金融課長の菊川と申します。よろしく願いいたします。

審議に先立ちまして、中小企業庁事業環境部長の木村より、一言、御挨拶を申し上げます。

○木村事業環境部長 中小企業庁の事業環境部長でございます。

皆様、おはようございます。こんな早い時間から、このようにお集まりいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

信用補完制度の見直しにつきましては、既に幾つかの報道等も出ておまして、それをいろいろな思いで、いろいろなところでごらんになられておられる方も多いのではないかと考えております。

私どもがこういう機会を設けさせていただきました真意は、より中小企業のためになるような制度に進化をさせていきたいということに尽きております。ひいては、それが中長期的に日本経済をしっかりと支えていくという、そういう要の制度に成長していくためには、どうしたらいいかということだろうと考えております。

言うまでもなく、信用補完の制度は、非常に重要でございます。平素の資金繰りを支えることはもちろんでございますけれども、危機においては、最後の砦として機能するということは、言うまでもないこととございまして、こういう役割を引き続き担っていくことだと思っております。

他方、非常によく効く薬であるがゆえに、副作用もあるという指摘は、少なくとも受けているということとございます。よく言われるモラルハザードであるとか、あるいは国家財政、地方の財政に対するフリーライドであるとか、そういった御指摘もあるわけでございます。そういったものも、ある種の糧にしながら、それが逆に中小企業の中長期的な意味での体力をかえって弱めているとか、ひいては、それが日本経済を支える中小企業のために本当になっているのかという批判は、真摯に受けとめながら、実際にそれに対して、さまざまな検証をしっかりと加えて、客観的な見地から、必要な見直しがあれば、それについて考えていきたいということとございます。

当事者の皆様は、制度のユーザーであります中小企業の皆様、お支えいただいている金融機関の皆様、信用保証協会様、あるいはさまざまな関係者がいらっしゃいます。丁寧に御意見を承るということから始めさせていただいて、丁寧かつ透明なプロセスで検証をしていきたいと思っております。

そういう意味で言うと、時間は余りございませんけれども、精力的に御審議をいただきまして、できるだけ、ある種本音といいますか、本当のところをめぐり出していくような会、忌憚のない議論を闘わせる中で、進むべき方向性を見出していただければいいと思ってお

ります。あくまでも、制度のユーザーたる中小企業者が、中長期的に見てもしつかり成長していける、そういう制度にするためには、どうしたらいいかという、そういう目線で見直しをしていきたいと思っておりますので、お力添えをお願いいたします。忌憚のない御意見、活発な御議論を期待しておりますので、ぜひよろしくをお願いいたします。

どうもありがとうございます。

○菊川金融課長 本ワーキンググループは、信用補完制度のあり方について審議していくために、中小政策審議会のもとに設置されております。委員として、5名の方々が指名されております。本日は、全員に御出席いただいております。中小企業政策審議会令第8条に規定されます、過半数の出席を満たしていることを御報告いたしたいと思っております。

つきましては、本ワーキンググループに所属します、委員の皆様を御紹介いたします。五十音順で失礼をいたします。

協和監査法人公認会計士の河原万千子様。

長島・大野・常松法律事務所パートナーの小林信明様。

ジャーナリストの三神万里子様。

成城大学社会イノベーション学部教授の村本孜様。

神戸大学経済経営研究所教授の家森信善様。

皆様、よろしくをお願いいたします。

また、本ワーキンググループの座長でございますが、上位組織であります基本問題小委員会の沼上委員長から御指名をいただいております、村本委員が務められます。よろしくをお願いいたします。

それでは、村本座長から一言御挨拶をお願いいたします。

○村本座長 村本でございます。

先ほど部長から御挨拶がございましたけれども、中小企業の役に立つような制度として、信用補完制度をきちっと維持していくことが必要だと思っておりますので、そのために、よりよい議論ができることを祈っております。

私自身は、10年ほど前に、前回の見直しのときにもお手伝いをした関係で、個人的にはまたやるのかという感じがしておりますけれども、よりよくするためには、努力はいとわないということでございますので、よろしくをお願いいたします。

○菊川金融課長 ありがとうございます。何とぞよろしくをお願いいたします。

ここからの議事運営は、座長にお任せいたしたいと思っておりますが、その前に、配付資料の確認をさせていただきます。

お手元の頭に座席図がございます。多数のオブザーバーの方々の名前も入っているかと思っております。

その後、配付資料一覧という紙がございます。資料1から資料7まででございます。

資料1に議事次第がございます。本日11時半までの予定となっております。

資料2として、ワーキンググループの名簿。ここにはオブザーバーの組織名、名前も書

いておりますので、御確認いただければと思います。

資料3については、会議の公開について（案）になっておりまして、この後、座長から御議論いただきたいと思います。

資料4として、現状と指摘という紙でございます。

資料5としまして、信用補完制度をめぐる課題と対応の方向性（案）になってございます。

資料6がこれまでの信用補完制度の見直し、2005年の見直しのフォローアップと括弧書きで書いている紙でございます。

資料7としまして、スケジュール（案）が配られております。

御確認いただきまして、資料の漏れがありましたら、事務局にお申しつけください。皆様、よろしいでしょうか。

それでは、村本座長、よろしくお願ひいたします。

○村本座長 それでは、まず手続的なことですが、このワーキンググループの運営の方針について、お諮りしたいと思います。

今、菊川さんからもお話がありましたけれども、委員のほかに、この制度に関するステークホルダーというのはたくさんいらっしゃいますものですから、資料2のワーキンググループ名簿の下のほうに、オブザーバーの名簿がございます。関係者の方にオブザーバーとして参加していただいて、必要に応じて、御発言もいただけるように運営していきたいと思っておりますので、いかがでしょうか。よろしくお願ひしたいと思います。そういう扱いにさせていただきたいと思ひます。

もう一つは、会議の公開の件でございますけれども、資料3をごらんください。会議の公開について（案）というものがございますけれども、基本的には中政審のやり方になるわけですが、その規程に基づいて、原則公開ということで、行いたいと思ひます。

また、資料も同様に公開にいたします。

議事概要については、原則としてですけれども、会議終了後2営業日以内に作成して、公開ということにいたしたいと思ひます。

正確な議事録については、原則として、1カ月以内に作成して公表ということにいたします。

個別の事情について、会議または資料の公開をどうするか、非公開にするかということについては、座長にお任せいただき、事務局と相談したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

この点もよろしゅうございませうか。

次回以降、ヒアリングを各団体等からお願ひしたいと思っておりますけれども、場合によると、ヒアリングについては、公開だと言えないということがあるといけませんので、非公開にするということで、受けとめていただき、お願ひしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、手続的なことはこれでよろしゅうございましょうか。ありがとうございます。
それでは、早速、審議に入りたいと思います。

最初に目線合わせということになると思いますけれども、現状どうなっているか、あるいはどういうことが課題であるかということについて、事務局から御説明をいただきたい
と思います。それでは、お願いいたします。

○菊川金融課長 資料4から資料6まで、3つの資料について御説明をしたいと思います。
時間が限られてございますし、ここは関係者も多いということで、詳細なところは、若干
省略するところもあると思いますが、御容赦いただきたいと思います。

資料4「信用補完制度の現状と指摘」でございます。

おめくりいただきたいと思います。2ページ目でございますが、これは制度の概要でござ
いますので、皆様、御承知のとおりかと思えます。金融機関、中小企業が融資をする
ときに保証を行う。その裏と申しますか、その後、保険という形で、国の関与また一部地域
においては、自治体による損失補償があるということでございます。

おめくりいただきたいと思います。3ページ目は、信用補完制度の目的でございます。
これは先ほど部長または座長からも話がありましたが、こういった目的が行われていると
いうことが、法制度上も明記をされているということでございます。

4ページ目は、これまでの歩みでございまして、昭和12年から始まっているわけですけ
れども、非常に古い制度となっております。先ほど座長から話がございました、責任共有
制度の導入ということで言いますと、平成19年に入ったということでございます。

おめくりいただきたいと思います。ユーザーの状況でございます。5ページでございま
すが、今、中小企業・小規模事業者は385万社ほどいるわけですが、その3分の1程度、141
万社という、それなりのボリュームの方々御利用されているということでございます。

6ページ目でございます。これは保証協会の今の体制全体、この制度を運用していただ
いている協会の規模数等々でございます。

7ページをおめくりいただきたいと思えます。これは中小企業または小規模事業者向け
の貸出残高の推移でございます。今、データでとれる近々のところでございますけれども、
おおむね240兆前後のあたりでございまして、ブルーのところは、政府系の金融機関の貸し
出し、その下のオレンジのところは、民間金融機関からの貸し出しでございまして、今回
の保証制度ということでいいますと、おおむね10%ぐらい、足元でいいますと、27.7兆、
11.4%が保証付きの融資になっております。ただ、この保証残高は、毎年1割程度減少傾
向にあるということでございます。

8ページ目でございます。これはオレンジが信用保証のものになるわけですけれども、
金融システム不安でありますとか、リーマン・ショック、危機時に機能を発揮するという
ところは、このグラフを見てもわかるかと思えます。

9ページをお願いいたします。保証利用企業の規模でございますが、左の棒グラフでござ
いますけれども、保証利用者は5人以下の小規模事業者が、7割以上を使っているとい

うこととございます。

また、一企業当たりの残高の金額ですけれども、右側を見ていただければと思いますが、薄いブルーのところ、44.6%と平成26年度末の数字を書いておりますが、500万円以下のものが4割を占めるということとございます。

10ページをごらんいただきたいと思います。保証をつけた資金、融資されたものがどういったものに使われているかということですが、9割が運転資金という形で使われているというデータでございます。

11ページをおめくりいただきたいと思います。金融機関業態別でどういうふうにお使いいただいているかということで、左側が件数、右側が残高のシェアでございますが、金額、件数ともに、信金・信組さん、また地方銀行等におきまして、約9割ということとございます。ただ、一定数の規模の都市銀行さんもお使いいただいているところとございます。

12ページでございます。先ほど簡単な信用補完制度のステークホルダーということで、御説明をいたしましたがおおむねそこで使われている予算等々、また、お金の流れをデータとして入れてございます。例えば代位弁済額がどれぐらいか、保証料や回収金がどういふふうになっているかということの大まかな数字の流れを、近々のものとして入れてございます。

保証でございますが、一般保証とセーフティーネット保証があることは、御承知のとおりでございます。一般保証は融資額の8割が保証され、融資額の2割を民間金融機関に負担していただくということと、協会負担の部分、あと、保険金、国庫のほうで見るということで、それぞれ一般保証とセーフティーネット保証、そういう形の数字データになってございます。

おめくりいただきたいと思います。13ページでございますが、セーフティーネットの保証制度については、各メニューがございます。最近で言いますと、自然災害の突発災害の関係で、例えば大涌谷の火山活動の結果でありますとか、関東・東北豪雨、常総市の豪雨について、4号というもので、100%保証を発動しているような実例がございます。

また、5号は、不況業種を告示で指定して、今は四半期ごとに見直しを行ってございますが、こういった不況業種に対して100%保証する、こういったメニューもございます。

14ページを見ていただきたいと思います。信用補完制度の変遷でございます。2007年度、責任共有制度を開始しております。ただ、その直後、リーマン・ショック、また東日本大震災がございまして、セーフティーネット保証の5号に別称をつけて、対象業種を拡大して、緊急保証ということで、全業種指定でやってきたということとございます。ただ、2014年3月に平時の運用へ移行しております。

一方、東日本の震災のときには、いわゆる3階建てということで、もう一段、100%保証を追加してやっているということが、ここ10年ぐらいの変遷になります。

15ページ目でございます。これは金融安定化特別保証、過去にやりました大きな保証、危機対応としてやりました保証でございます。特別保証と金融保証でございます。

16ページを見ていただければと思いますが、今、いろんな評価があると思いますが、我々としては、倒産回避、例えばその中で推計値として出していますが、景気対応緊急保証でやったときは、約1万6,100先、また、過去の特別保証で言うと、9,600先ということで、当時、倒産回避としての大きな効果を発揮したのではないかと考えています。

17ページ、18ページをお開きいただきますと、これまでの信用保証の承諾実績のフローとストックの状況でございます。責任共有制度でございますけれども、足元のフローでいいますと、17ページのグラフでいけば、87%ということで、9割近いところが責任共有制度になっておりまして、だんだんと浸透しているということでございます。それに伴いまして、足元の残高でいうと、半分を超えるところが、責任共有制度による保証の承諾になってございます。

19ページ、20ページをお開きいただければと思いますが、これはカテゴリーごとの保証料率が決まっているところでございますが、9区分に分けておりまして、それぞれのデフォルトの状況でございます。もちろんのことながら、区分1に近づけば近づくほど、高リスクということでございますので、デフォルトも高くなっているというのが、数字上も、データ上も明らかだと思っております。

20ページは、CRD、日本固有の非常に優れたデータベースの概要でございます。

21ページ、22ページでございますが、近年、例えば金融円滑化法の後も含めて、条件変更先というところが、リーマン・ショック後も非常に増加をしております、依然高い水準、18.5万社ほどございます。こういったところについては、条件変更ということなので、新規の借入れが困難となるということで、まだ一定数の企業がこういった状況にあるということでございます。

23ページをお開きいただければと思います。国の制度といたしましても、多額の財政措置をこれまでしてきたところでございます。例えば平成21年度、平成23年度、リーマン・ショック、東日本大震災のときでございますが、兆単位で負担がされています。21年度でいきますと、2兆1,598億ということでございます。

24ページは、財政審の資料から、御参考として転記をしております。事故率の推移でございますが、金融円滑化法の後、事故率は軒並み減ってきている一方、回収率については、無担保・無保証の関係もございまして、回収については、非常に低くなってきているのが現状でございます。

25ページをお開きいただければと思います。これは信用補完制度に関する収支の推移でございます。これも財政審の資料から抜粋させていただいております。21年度あたりのところは、非常に高い赤字でございまして、引き続き、赤字が続いているということでございます。

もちろん、今、改善傾向でございます。先ほどの責任共有制度が定着しておりますが、一方で、金融円滑化法の効果によって、事故が抑制されている可能もございまして、その

点は留意が必要だと考えます。

26ページからは、最近の議論ということで、これは御紹介でございます。

27ページを見ていただきますと、内外からの指摘ということで、ポイントだけ記載させていただいております。

前国会におきまして、信用保険法の一部を改正させていただいております。これはNPOを対象として拡大したわけですけれども、そのときに、信用補完制度についても、国会で非常に幅広く議論がなされまして、附帯決議が出てございます。

例えば中小企業支援の目的に沿って信用保証協会業務を遂行するよう、政府は先進各国との比較も行いながら、所要の措置を講ずることとありますとか、多額の財政支援が継続している状況に鑑み、国民負担を軽減するとの観点から、全国各地の信用保証協会の業務の効率化及びガバナンスの強化を図ること。また、その下でございますが、保証業務や保証基準のあり方についても、不断の見直し及び検証を行うことということが、衆参両院、国会、立法府からも、こういった指摘、宿題が出ているという現状でございます。

また、そういったいろんな意見を踏まえまして、政府といたしましても、再興戦略でありますとか、骨太の方針の中で、記載のとおりのようなことが、閣議決定という形で決められてございます。

参考のところについては、与党の提言でありますとか、OECDの対日審査報告書での指摘もあるということ、御紹介しておきたいと思っております。

駆け足になりましたが、資料4の説明を終わりたいと思っております。

資料5に移らせていただきたいと思います。

今ほど御説明しました、さまざまなデータ、また各方面からの指摘を踏まえて、これは案ということにしてございますが、議論の前提、課題、対応の方向性の1つのたたき台、素案として御提示をしております。

議論の前提でございますが、冒頭、部長から御挨拶がありましたとおり（1）でございますが、中小企業者・小規模事業者というのは、信用力に乏しいということで、資金繰りの円滑化のための信用補完制度というのは、下支えとして必要であるということ。

（2）でございますが、危機時については、最後の砦として、機能するというところでございます。

（3）は、他方、事業者が成長・発展していくためには、自律的に事業面・財務面での改善を続けることが重要なのですけれども、みずから最適な形で経営改善を行っていくのは、難しいのが現状ではないか。

そういうことを考えますと（4）でございますが、事業資金の貸し手となる金融機関が、経営改善を支援することが効果的であるものの、現状ではそうした機能を十分に発揮できないケースも見受けられるのではないかとございまして。

2. 課題でございます。この制度は、資金繰りを支える重要な機能を有する一方で、副作用があるのではないかとございまして、指摘を受けてございます。

(1)でございますが、事業者のライフステージ、例えば創業期から成長・安定・再生・撤退等々のいろんなライフステージがあるわけですが、そういったもの、また、融資の額、先ほど500万円ぐらいのものが多いというお話もしましたが、融資の規模にかかわらず、全て一律で融資の8割の回収が確保されるということで、個々の事情でありましたり、ニーズ、そういったものをくんだ融資、また、その事業者への事後のモニタリング、経営支援といった取り組みが十分に行われているのだろうかということでございます。また、制度を利用する中小企業・小規模事業者側も、経営改善の努力を行うモチベーションを持ちにくいケースがないかどうか、モラルハザードの問題でございます。

(2)でございますが、危機時における100%保証は、非常に機能する一方で、危機の状況が去った後も、継続していくこととなると、本来、発揮されるべき機能が出てこないのではないか。その結果、多くの事業者の危機後の経営改善をかえっておくらせることにならないかという課題でございます。

(3)でございますが、一部の事業者や金融機関が適切に負担すべき多くのリスクについて、国民負担がされているのではないかという、課題があるのではないかということでございます。

そういった議論の前提と課題を踏まえまして、対応の方向性(案)でございますが、これは1つのたたき台でございます。

(1)といたしまして、一般保証、責任共有制度でございますが、一律で融資の8割を保証する仕組みを、いま一度、検証して、例えば事業者のライフステージや融資の規模など、さまざまな視点があると思います。そういった状況に応じて、金融機関が適切な責任を負担するとともに、保証料水準を弾力化することによって、事業者とか、支援する金融機関にとって、メリットがあるような仕組みへと見直しを検討できないかどうか。それによって、金融機関に本来期待されるべき企業等への経営改善、生産性向上といったことの後押しができないかということでございます。

また、信用保証協会みずからも、金融機関との協力によって、しっかりと経営改善支援の取り組みが強化できないかどうか。そうするためには、信用保証協会による回収業務やシステムの効率化等も考えていく必要があるのではないかと。

(2)はセーフティネット保証でございますが、利用実態はよく精査をしていく必要があると思いますが、事業者の中長期的な成長発展や新陳代謝を阻害しない仕組みへと見直しを検討してはどうか。特に大規模な危機時につきましては、リーマン・ショックとか、東日本大震災の経験を踏まえまして、今まで以上に危機に対して機動的に対応できるようにする必要がないかどうかということでございます。機動的に対応する一方で、危機が去った後というのは、速やかに平時の枠組みに戻していくことが、自律的な経営改善に重要ではないかということでございます。

また、条件変更を繰り返す事業者については、経営改善を加速化させるモチベーションを高められないかということでございます。

こうした視点を通じまして、今まで以上に事業者が自律的に経営改善に努めて、金融機関もそれをサポートしていただけるような、インセンティブが働くような制度にできないかどうかということと、非常に重要な制度でございますので、制度の持続可能性を確保するためにどうしていけばいいかということが、課題でございます。

駆け足ですが、資料5の御説明を終わります。

また、資料6につきましては、過去、ちょうど10年前の審議会で議論いただいた内容のフォローアップでございますが、このときに、まさにお取りまとめいただいたのが、先ほどお話がございましたとおり、座長が村本先生でございますので、村本先生からコメントをいただくと、ありがたいと思います。よろしく願いいたします。

○村本座長 信用補完制度は、七十数年、喜寿を迎えているぐらいの制度なので、あれなのですけれども、ここ十数年の間に劇的な変化を遂げたとは私は考えております。

どこから変わったかという、約30年ぐらい前になりますか、世界規模で自己資本比率規制を導入するということがありまして、日本でもBIS規制の導入がありました。BIS規制というのは、貸し出しを分母にして、分子に自己資本を置くわけですが、分母の貸し出しというのは、100%そのまま乗せることになるのですが、現在は多少やり方が変わっておりますけれども、公的な信用補完があると、分母が小さくなる。つまり国あるいは公的な部門がその部分をカバーしてくれるということで、その時期から、信用補完制度は一挙に利用が増大したわけです。それまでは、先ほども数字がありましたけれども、せいぜい10%、そのような規模で、金額もそれほど大きくない制度だったと思います。その当時、現在のメガバンクを中心に利用が非常に高まったということがあります。

それはそれだけの要因だったのですが、例の98年に日本の金融システム不安が発生したときに、中小企業に対する対応をするということで、先ほどお話がありましたけれども、特別保証を導入して、ピーク時に43兆まで使う。これで中小企業残高の十数パーセントまで使うことになってわけです。その結果、何が起きたかという、大量の倒産が防止できたということで、ある意味では非常にハッピーであったわけですが、片側で、余り表面に出てこない数字なのですが、保険収支の悪化ということで、国費負担が非常に大きくなってしまったという問題があったわけです。

特別保証については、いろんな議論あるのですが、今の学会的なレベルで言うと、金融機関のモラルハザードであるとか、あるいは逆選択であるという問題、保険制度固有の問題ですけれども、それがあったのではないかということで、それを何とか解決するような制度設計にしなければいけないというのが、10年ぐらい前の認識であったわけです。

もう一つ、そのときに、同時に重要であったのは、2003年ぐらいですけれども、これは地域の金融機関の不良債権処理が念頭にあったわけですが、金融機関の健全化ということで、リレーションシップバンキング行政が始まって、そこで過度の担保、あるいは過度の保証に依存しない融資制度ということで、目きき機能であるとか、あるいはコンサルティング機能を導入するということが、重要視されてきたわけです。そういうことで、信用補

完がいたずらに100%保証をやっておりますと、コンサルティング機能が発揮されないのではないかということもありまして、見直しをするという、制度の改革にたどり着いたことになるわけです。

もう一つ、過度の保証、あるいは担保に依存しないということで申し上げれば、信用保証制度についても、担保をとることがあったものですから、第三者保証を原則禁止すること、2006年ぐらいに行われましたので、その辺で制度が大きく変わってきたということがあると思います。

そのために導入されたのが、金融機関と信用保証協会が相互に連携をして、そして、リスクシェアリングをしようではないか。それまでは100%保証ですから、いわばリスクを全部保証協会ないし国に丸投げしていたわけですけれども、リスクシェアをすることによって、それを通じて企業の経営改善、コンサルティング機能の発揮に資するようなことにしようというのが、責任共有制度であったと理解をしております。

そのときに、責任共有と言っても、2つほどやり方があって、1つは、部分保証という、諸外国で行われているわけですけれども、80%、70%保証という形で制度を導入するやり方、それから、当初はそういうことにしないで、いざ事故になったら、それを補填しようという、負担金方式、トリガー方式と言ってありますが、これを導入したらどうかという形で、制度の導入が図られたわけです。

それと同時に、先ほど逆選択と申しましたけれども、当時は一律の保証料率で1%程度の保証料率を取っていたわけですが、これをやりますと、優良な企業は1%も保証を払うのは嫌だということになりますので、悪い企業ばかりがそれを使ってしまうような問題が発生しました。これが逆選択なのですけれども、そういうことを防止するために、保証料率を弾力化することになりました。

そこで、2000年ぐらいに導入されたのが、CRDというものです。国が制度をつくったということになりますけれども、匿名のいわゆるデータベースを整備して、現在、300万社以上のデータがあるようですが、そういうところのデータで、きちっとリスク負担、あるいはリスクの把握ができるようにしようということで、この弾力化が実現したことになります。あわせて、保証協会にも一定のガバナンスが効くような制度を設計しようではないかということで、設計したのが、10年ぐらい前の議論だったと思います。

そこで、先ほどのリレーションシップバンキングの関係で申せば、保証についても、そういうことが発揮できるように、経営の支援とか、再生についても、十分な手当ができるようにしたらどうかということになったのではないかと思います。

資料には大変細かいことが書いてありますけれども、例えば先ほどの責任共有制度で、3ページ目になりますが、現在では、負担金方式と部分保証方式が併存しているわけですけれども、多くの金融機関は負担金方式を採用しているようでございます。なぜ部分保証方式にならないかというのは、債権管理のさまざまな問題があるようなので、現場では苦労が多いようですけれども、この辺をどうするかということは、1つの論点になろうかと

思っております。

それから、保証料率も現在は9段階で、CRDスコアを通じて、2.3ぐらいから0.5ぐらいの間の小刻みな運営になっていますけれども、この辺もいずれ御説明があるかもしれませんが、リスクが高いと、事故率も高くなるという当然の結果が先ほどありました。そういう問題に照らしてみても、何か議論すべきことがあるのではないかな等の問題もございます。

そういうことで、運営されてきておりますが、例えば6ページ目のスライドを見ていただきますと、中小企業者への配慮ということで、全部保証ではなく、責任共有にすることを考えたわけですが、もう少し柔軟に対応しなければ、動かないということで、幾つか残っているといたしますか、留保をつけているものがございます。

例えば小口の零細企業に対して、これは先ほどの利用のところで、大変大きな部分を占めるところなのですけれども、一定限度で100%保証を残すということをやっております。こういうものが今後どういうふうに整理されるか、私は非常に重要な制度だと思っております。そういったものとか、あるいは経営支援、経営の事業再生について、どういう形で今後これに対応していくのか、保証制度の出番も結構ありますので、こういったものもあると思っております。

それ以外に、保証制度は、その後どんどん改革が進んで、最近では、NPO法人も使えるようにしようとか、一部、農業特区のようなところでも使えるようにしようとか、いろんなことが進んでおりますし、ファイナンスカンパニーなども使えるようになっていきます。非常に幅広になっておりますので、先ほど申し上げましたように、ステークホルダーが非常に大きい制度になりますので、かなり目配りをしなければいけないと考えておりますが、できるだけ制度設計がうまくできるようにしたらいいのではないかな。

あえて申し上げれば、先ほど説明があったように、危機への対応のときにどうするかという制度設計が、私は不十分ではないかと思っております。例えば先ほどありましたように、なぜ保険収支が悪化したのかと言え、これはサブプライム問題とリーマン・ショックと東日本大震災と、ここ数年の間に3つぐらい大きなイベントが経済に起こったわけですけれども、それでも日本経済で大幅な倒産とか、銀行倒産も起こらなかったというのは、さまざまな理由がありますが、保証制度ないし補完制度がある意味では非常に機能したということになるわけで、その辺の評価もきちっとしておかないと、議論が曲がってしまっても困りますので、その辺もあると思っております。

そういう意味で、なぜ10年ぐらい前にそういう検討をしたのかということの説明と、多少余計なことを申しましたが、そういう現状についての私の理解でございます。

ついでにあるようですので、お願いします。

○菊川金融課長 先生ありがとうございました。

資料6をお配りしております。先ほどの座長の説明に尽きるわけですが、若干細かい点でございしますが、確認をしておきたいと思っております。

資料をおめくりいただきまして、資料6の1ページ目に目次とございます。まさに村本

座長にまとめていただいた2005年の取りまとめで、中を大きく整理しますと、7つほどございます。

- 1つは、責任共有制度の導入ということ。
- 2つ目が、部分保証方式か負担金方式かということ。
- 3つ目が、保険料率の弾力化ということ。
- 4つ目として、持続的な運営基盤の確立。
- 5つ目として、中小企業者、零細企業者へどう配慮していくか。
- 6つ目として、簡素化・効率化。
- 7つ目として、経営支援・再生支援。

こういった項目が、当時、取りまとめられてございます。

駆け足でいきたいと思いますが、2ページ目、責任共有制度は、先ほどからデータも含めて、いろいろと御説明しているのです、省略いたします。

3ページ目、部分保証方式と負担金方式でございます。上段の概要の3つ目の印のところの後段に、一定期間後に制度の実施状況や利用者の声を踏まえて、方式の統一の適否について検討することが適当であるということが、当時、取りまとめられてございます。

今、負担金方式を採用している金融機関ですが、我々が手元で把握しているものでは、845行、部分保証は48行ということで、実施状況の中に書いてございます。圧倒的に負担金方式が採用されているということでございます。

負担金方式のもとでは、事故時に回収を保証協会が行って、事故の発生に応じて、負担金として金融機関の本部から保証協会に支払いをするという形でございます。

金融機関の支店とか、現場等々につきまして、責任共有の2割についてのリスクの認識がどういうふうに把握されているのか、負担金方式のもとで、どういうリスクの認識がされるのか、また、引当金の計上方法の違いなどがもしあるとすれば、実態的な差が生じていないかどうか、こういった点でございます。

一方、中小企業者または零細企業の資金調達に影響が出ないかどうか。方式の統一化の適否につきましては、例えば金融機関のシステムのコストでありますとか、いろんな点があろうかと思えます。そういう形で、取りまとめの中では、方式の統一の適について検討することが適当だということで、まとまっておりますので、今回の実施状況を踏まえて、どういう考えるかということでございます。

保証・保険料率の弾力化でございます。4ページ目でございますが、これは先ほど先生からお話がありました、実施状況の①を見ていただきますと、9区分ということで、弾力化されたのですけれども、一方、財務諸表の整備を義務づけられていない事業者でありますとか、最初の決算期を迎えていないような、創業間もない事業者については、中間値がとられていることをどう考えていくか。

また、会計指針でありますとか、今、基本要領となっておりますけれども、そこについては、保証割引を開始しておりますが、その利用状況を踏まえて、どう考えていくかとい

うことがあろうかと思えます。

5 ページ目でございますが、これはこの制度を運用していただいている、保証協会のあり方のようなものでございますけれども、地域制度の性格に鑑み、当時まとめられたことでいきますと、③に地方自治体が責任を持って必要な財政措置を講ずるべきということで、書いてございます。

それに対応しまして、5 ページ目の実施状況の③の中には、制度新設時、地方自治体がつくる場合には、事前協議という形で、相談をしながら、一緒につくっていつているというのが現状でございます。

6 ページ目でございますが、これは先ほど先生からお話がありましたとおり、小口零細企業保証制度ということで、1,250万を上限として、100%の保証ということで、運用がなされてございます。

7 ページ目でございます。保証事務の簡素化・効率化は、より効率化していく必要があるということで、例えば各県でばらばらだった書式を統一化したり、また、システム化が進んでございます。

一方、今の保証協会のいろいろなシステムは、大きく2つの制度に分かれてございまして、システムが分かれているところをどう考えるかということもあろうかと思えます。

8 ページ目以降でございますが、経営支援・再生支援ということで、再生支援については、今、各地域での役割も非常に高まっておりまして、このあたりは、専門家の小林委員に御出席いただいておりますので、また補足をいただければと思えますけれども、こういう機能も発揮しつつあるのではないかということでございます。

10 ページ目でございますが、これはその他でありますけれども、例えば先ほどNPOの話もございましたが、信託会社の信用補完制度の対象に追加ということもございまして、そのあたりの実態に合わせた状況も進んでございます。

実施状況の①に書いていますとおり、信託会社の追加があること。

②といたしまして、先ほど座長からもありましたとおり、第三者保証人の原則非徴求の取り扱い実施、こういったところも、制度を改善してきているところでございます。

私からは以上にしたいと思えます。

座長、よろしく願いいたします。

○村本座長 ありがとうございます。

それでは、討議に入りたいと思えます。

御説明いただいた資料についての御質問でも結構ですし、あるいは各委員が感じていらっしゃる問題意識等でも結構でございますので、最初に委員の方から御発言をしていただければと思えます。

最初に、公認会計士で、いつも中小企業のことをやっていたらっしゃる、河原さんからお願ひします。

○河原委員 公認会計士、税理士をしております、河原万千子でございます。

信用補完制度につきましては、中小企業の健全な発展のための視点から検討することが何より大切だと考えております。先ほどお話がありましたように、施策の効果、または副作用もありますが、変更された場合、すぐにはわからないかもしれませんが、どのような見直しがされたとしても、小規模事業者への影響は大変懸念されております。この場合、変更がされても、小規模事業者へは、時間の余裕や、税制・補助金などの施策による御配慮もお願いしたいと思っております。

私からは、先ほどお話があったことと重複いたしますが、5点ほどお話をさせていただきたいと思っております。

我が国の信用保証制度は、諸外国と比較しても、手厚い保証制度が設計され、木村部長からもお話がありましたように、健全な発展を阻害し、本来、市場から退出すべき企業が延命し、企業の新陳代謝をおくらせているのではないかという指摘があることは、皆さん御承知だと思います。

第1点として、私は、信用保証制度の見直しとともに、退出を促す、倒産に関連する法制度の見直しを検討することが必要であると考えております。

次に、現在、数ある中小企業支援施策の中でも、収益力低下による資金難となった場合、再生支援協議会によって中小企業が助けられていたり、また、よろず支援などによって、経営者の悩みを無料で親身なって聞いていただく支援があります。このような支援は、今後もしっかりと続けていただきたいと思っております。

一方で、低収益性の企業に対する資金面での保護政策よりも、それ以前の段階で、先ほど課長からの説明にありましたとおり、企業のライフステージに合わせた制度設計が必要だと考えます。具体的には、創業期、成長期、それぞれに合わせたメニューが必要だと思います。企業の支援というのは、子育てと同じだと考えてよろしいと思っております。生まれてたての赤ちゃんに対するサポート、そして、ある程度学童期になったサポート、いつまでも手助けするばかりがいいとは思っておりません。

それとともに、3点目として、資金援助は、経営支援とセットとして考えることが効果的だと思います。ここで言う経営支援とは、節税対策だけではなく、原価計算をした正しい業績を知り、現状を把握する経営者になっていただくよう、そして、長期的な視点を持って事業計画を立てることができるよう、サポートする体制をもっと力を入れてすべきだと思っております。例えばこのような事業計画をすることで、高齢な経営者の事業承継を促したり、事業の引き継ぎが円滑になることも期待できるのではないのでしょうか。

4点目といたしまして、財政による負担という視点からは、企業として公的なサポートを受ける以上、経営者として、事業と個人の明確な区分が必要であり、状況によっては、中小企業版コーポレートガバナンスに近いような発想があってもいいと思います。例えば会計では、IFRSからの中小企業会計要領など、企業のそれぞれの状況によって選択するのと同じように、企業として基盤整備をする、サポートするメニューを作成することも考えていいのではないのでしょうか。

本日、配付いただきました、資料4の一番後ろ、信用補完制度をめぐる内外からの指摘の中で、真ん中あたりに骨太の方針2015とございます。この中で、稼ぐ力の強化に向けた事業環境の整備と成長市場の創造として、中小企業、小規模事業者への対応として、金融機関による適切なリスク負担を図る観点から、信用保証制度のあり方を検討することが求められております。

私は中小企業の支援活動をしておりまして、金融機関による中小企業の経営分析力や融資審査力というか、目きき力の差という声をよく耳にします。地域金融機関による中小企業への経営支援は、地域経済の活性化において極めて重要です。

5番目として、提案ですが、目きき人材の育成を、各地域の金融機関全体として熱心に取り組んでいただきたいと思います。また、熱心な取り組みをしている金融機関に関しては、例えば中小企業庁から評価をするなど、そういうことがあってもいいと思います。

以上5点を申し上げましたが、企業環境はIT技術の発展により変化し、ビッグデータをうまく分析して活用することにより、さらに大きな変化をしていくこととなります。フィンテックにより、金融市場の変化も話題となっておりますが、急速に変化する企業環境に応じて、信用補完制度の見直しは、これまでの制度設計の流れから、大切にすべきこともあるかと思いますが、かつての概念にとらわれず、抜本的に、そして、スピード感のある検討が必要であると考えております。

○村本座長 ありがとうございます。

課題をたくさんいただきましたが、全部こなせるように、努力をしていかなければいけないと思っております。

小林委員は、経営者保証ガイドラインをつくられたお立場もございますけれども、何か御発言ください。

○小林委員 ありがとうございます。

今、河原委員がおっしゃったことに、ほぼ共感をいたしました。私の立場から、重なる部分もあるかと思っておりますけれども、申し上げたいと思います。

まずセーフティーネット保証から申し上げたいと思います。今日、いただいた資料の中で、連鎖倒産の防止のところで、エルピーダメモリの更生手続開始ということが出ていまして、私はエルピーダメモリの更生管財人をやったものですから、そこで大変お世話になった制度だと、改めて感じました。そのように、連鎖倒産とか、それに限らず、危機時期には、セーフティーネット保証というのは、非常に重要だというのは、実感をしております。

ただ、今日の今後の課題のところでも出てきていたと思うのですけれども、往々にして、危機時期に適用されたセーフティーネット保証が、そのまま安易に続く傾向があるわけですし、みんなが甘いあめをなめ過ぎて慣れないうちに、甘いものだけではなくて、ちゃんとした栄養を食べて成長するという、正常な企業活動に戻ることも重要だと思っております。今日、配られた課題にも書いてありましたが、非常に重要な点だと思っております。

さらにもう一つ言うと、機能性も重要でして、危機状況は突然にまいます。例えば、突然企業が倒産すると、連鎖倒産を防止するために、キャッシュが早期に必要なになるわけですが、そのお金がいつ配られるのかということもあります。経験してみると、若干遅い場合もありますので、それに対する迅速な対応もしていただければと思います。

それから、一般保証の点でございますが、これもセーフティネット保証に劣らぬ重要なものだという事は、先ほどから出てきているところでございます。その観点で、問題意識としてあるのは、金融機関が融資する際の目きき力、先ほど座長からも、部長からもお話があったと思うのですが、金融機関が事業者に対して事業性を評価して、過度に保証とか、担保に捉われない融資ができる、その目きき力が備わることが必要で、人材の育成が重要だというのは、河原委員からも話がありましたけれども、そのとおりだと思います。金融機関の中には、いろんな金融機関がありまして、そのような人材がいらっしゃるのと、乏しい金融機関もあるので、その辺のことが大丈夫だろうかということが、気になっております。

そういう問題意識がある中で、企業に融資する場合は、ライフステージを意識した、あるいは規模を意識した融資が必要で、そのための信用補完も必要だということだと思っておりますけれども、せっかく公のお金を使って信用補完するわけですから、個々の企業だけではなくて、社会全体についても有益だという視点が必要だろうと考えますと、企業の新陳代謝というのは、1つの重要な要素であろうと思っておりますので、創業の支援は必要でしょうし、さらに経営改善の支援も厚く必要だと思っております。

ただ、経営改善のところ、あるいは経営支援のところでは言いますと、この段階でも、第2の創業になるところは、厚く保護するべきだと思います。ただ、そういう改善の効果がうまく発揮できないのではないかと企業もいらっしゃるわけで、その目ききが非常に重要だと思っております。そして、目ききによって、厚く金融的なサポートをすることによって、結果的に退出すべき企業がそのままずっと残ることも、どうなのだろうかという問題意識も持つべきだと思います。

ただ、基準となる目ききが難しく、本来、改善して、第2の創業ができたにもかかわらず、退出を促してしまうようなリスクもあるわけですので、それは十分に注意しなければならないと思うのですが、そういった視点も必要だと思います。

そして、経営者保証ガイドラインに関与した立場から言いますと、中小企業というのは、個人と会社の経営の区分が不十分な点があって、会社は苦しいけれども、経営者が過大な報酬を取って、個人としてはいい生活をしていることも往々にしてあります。公私混同も結構ありますので、中小企業に対して公の信用補完をして、金融を促していく、改善を促していく前提として、個人との区分も必要だというのは、河原委員がおっしゃったとおりだというのは、実感としてあります。

以上でございます。ありがとうございました。

○村本座長 どうもありがとうございました。

それでは、次に、ジャーナリストで、全国を駆け回っていらっしゃる、三神さんからお願いします。

○三神委員 恐れ入ります。皆さんのように、特定の専門分野というよりは、横に動いておまして、あとは、大分前なのですが、銀行会計の日米欧比較の本を書いたことがあるものですから、いろいろ混ぜた視点からお話できればと思います。

まず少し大きな話になるのですが、OECDの報告書が出てくる場合、いつも私が気になってしまうのは、アングロサクソン型の制度設計にどんどん押されているのですが、ドイツ、日本に関しては、昔の時点で調べたときには、メーンバンク制をとっているものですから、ぎりぎりまでかなり入り込んだ支援が前提になっての融資によって、産業を育てていく。敗戦国なものですから、リスクマネーが集まりづらいという構造がまだ残っているという大前提があります。そういったことを考えると、いろいろなビジネスモデルを変えていく中で、産業構造を転換していく中で、ここの支援の力量を強化することなしに、数値だけを合わせるとするのは、構造的に見て、非常にリスクではないかというのが、まず大前提としてございます。

あと、今後、NPOも含むという方向性についてなのですが、率直に言うと、かなり玉石混交で、NPO界の上場と言われている、税務署の審査を受けたところでも、なかなか難しいところもあるという現状がございますので、先ほどの信用データベースのNPO版が、コスト対効果が見合うかどうかという根本的な疑問はあるのですが、こういったものがないと、非常に危ない面もあるのではないかと。

リアルなお話になりますけれども、地方都市間で移動した人たちの情報というのは、どうしても得られづらいのです。特にNPOなどですと、組織名が変わったり、あるいは一部代表が変わったりということで、全く新規におやりになっているようなところに見えたりするのですが、過去にいろいろ問題を起こしているところが、地方間の情報ギャップを利用してということが起こりかねないのです。悪い人は世の中にいっぱいいるので、そこばかり見ても、余り意味はないのですが、ただ、そういったことを防げるようなものも、中期的には、もしくは短期的かもしれないのですが、ある程度考えておく必要があるのではないかと考えております。

あと、危機時における対応なのですが、東北の被災地、沿岸部の企業さんを、福島のぎりぎりのところまで回ったことがあるのですが、皆さん、競合他社にボランティア的な形で、設計図も、顧客リストも全部渡して、何とかお客さんに迷惑をかけないようにする。ただ、その後、競合他社に対して、全部返してくださいということは、何となく言えないのです。無理を聞いていただいたからということです。あるいは一度、そちらに移ってしまった商流というのは、まず戻らない。ですから、先ほどの危機時の保証をしても、その後になかなか再生しないという原因には、そういった背景もあります。

被災地で既にアイデアとして挙がってきてはいると思うのですけれども、日本中、火山

の噴火であったり、災害列島ですと、こういったことはいつでも起こり得るわけです。一旦、生産体制を業界内で、あるいは業界団体を間にかませるのかわからないのですが、引き継いでいただいたら、何らかの契約の方法なのかわからないのですが、一定の期間を経たらお戻しする、あるいはそれが難しい場合は、別途考えていくという、今は経営者の自主的な意思でそれがなされている、そういった心意気みたいなもので動いてしまっているので、何かしらのクッションといいますか、商流を戻すための仕掛けをつくっておかなければ、これは回復してこないところが、生じてきてしまうのではないかと考えます。

あと、皆さんから先ほどよりさまざまな御指摘がある、再生のフェーズに対する目ききです。ここなのですけれども、例えば今までの金融業界にあるいろんな分析の方法というのは、部署がある程度分かれていますし、審査時点なども、業界単位になっているのですが、現在、政策的に行われている再生のための仕組みというのは、割と異業種の連携だったり、全く新しいビジネスモデルをシステム的にまたがって組んでいくという、ちょっと新しいタイプのものが出始めていたり、例えば従来の感覚ですと、一般に不況業種だと見られるところでも、少し違うタイプのビジネスモデルが出てきました。

そういったものに対して、現場の方々がお忙し過ぎて、情報がないといったことも考えられますし、あとは、こういったシステム的な考え方に、リレーションシップバンキングなどは、従来とはまた違う形だったのですが、業界構造を変えていくという趣旨のビジネスモデルが出始めているので、これはどういった政策が背景にあるのか。商店街などは、信金さんなどだと、お客さんになってくれると思うのですが、商店街のお店単位だと、だめに見えたとしても、背景に商店街全体単位で、新しい何かしらのビジネスモデルがあれば、ちょっと違った判断になってくるということで、背景にどういった施策、あるいは新しい制度が出てきているのかということ、なるべく現場の担当者に情報としてつないでいく。これは非常に手間がかかるのですが、そういったものがないと、うまく政策全体として回っていかないのではないかと考えます。

ひとまず、以上になります。

○村本座長 ありがとうございます。

我々が気づいていないところが、たくさんあると思いました。

それでは、最後に、家森先生、お願いします。

○家森委員 神戸大学の家森です。

今日は1回目ということなので、私が常々思っていることについて、今後、先生方やオブザーバーの皆さんからいろいろ意見をいただきながら、最後までに考えを固めたいと思うので、ある意味、問題提起的な部分も含めて、お話をさせていただきたいと思います。

まず、信用保証制度を今回改善していくということですが、これはこれまでの委員の先生方と私も全く同じでして、決して中小企業に対してペナルティーをかけるとか、そういうことではなくて、中小企業の方々の経営環境をよりよくしていくという方向で、この制度をよりいいものに変えていきたいと、私自身は思っております。

現在、例えば困った中小企業がいらっしゃると思います。困った中小企業は、何らかの形で経営を改善したいと思われる。そのときの支援者として、金融機関が重要なプレイヤーなのですけれども、今のスキームでは、金融機関の方々が一生懸命それを応援するインセンティブが弱いのではないかという問題意識を持っています。だから、もう少し仕組みを変えることで、自然に経営改善を強化していただけるのではないだろうか。そういうことができないだろうかということでもあります。

例えば中小企業の方々は、保証料を払っていらっしゃるわけです。それは、その分、資金が流出していることになるわけです。もし不必要に保証料を負担しているなら、その分、キャピタルが積めたはずでして、キャピタルを積みれば、時間はかかりますけれども、やがてプロパーで資金が調達できているはずですし、ほかの自由度も増えていたはずで。そう考えると、保証制度を変えたときに、保証料負担が下がっていく方向の提案が出てくれば、それは有益ではないでしょうか。

他方で、現在、非常に広く薄く政策が行われています。幾らでも資金が用意できるなら、この分野にも使いたい、あちらもこちらも足りないという議論ができるのです。しかし、中小企業予算がある程度限られていると、広く薄くだと、みんながとりあえず生きていくだけのものになって、前に進むための資金に使えないということになっているのではないのでしょうか。ある程度、集中させる部分があってもいいのではないかと考えるところです。

少し個別論点的なところを幾つかお話してみたいと思います。ばらばらな話になりますが、次回以降、それぞれのヒアリングに関係してくると思いますので、次回以降に教えていただければと思います。

1つは、保証割合についてです。今回8割が適当であるかどうかということが1つの論点になるかと思っているのですが、今回これを例えば6割にしますとか、5割にしますということを決めるというのは、やや乱暴だと思っています。事務局の御説明もそういう意図ではないと思うのですけれども、ライフステージに合ったというのは、まさにそういうことでして、ライフステージに合ったら、例えば10割のお客さんも必要だと思いますし、創業時期などはむしろ10割で、あるいは危機時は10割をぜひ残していただきたいと思っています。

他方で、徐々にこのスキームから出ていくというプロセスも大事だと思いますので、例えば5割のものがあってもいい。後に議論しますが、保証料率のほうも、今のように、9段階のスロープだけではなくて、現に一部の金融機関の方々に聞くと、金融機関と保証協会の間で、特別な保証料率を決められている例があると聞いています。そういうことがもっと幅広にできるようになれば、二次元で考えられるようになります。つまり、保証割合と保証料率という2つのベクトルが使えるれば、いろんな問題に対応できるスキームになります。今のように、1つの点だけを選ぶ、あるいはせいぜい直線の中で選ぶというところから、いろんなところを面の中から選べるようになります。自由度を増やして、最後はそれを協会さんと銀行さんと、それぞれの地域ごとに決めていただくとなるのなら、8割を見

直すことは、意味が出てくるのではないかと思います。

それから、負担金方式と部分保証方式についてです。10年ほど前の審議会で、今後見直していく、統一するかどうか検討するということでしたので、今回の議論の対象になるかと思います。これは質問ですが、次回以降で結構なのですが、資料によりますと、部分保証方式を利用しているのは48行です。かなり少ないです。御説明を見ると、どうも部分保証方式のほうがコストがかかる。事務コストがかかったり、システムコストがかかるという説明があるのですけれども、そうすると、大きな金融機関は、比較的48行に多くて、小さな金融機関は負担金方式が多いのでしょうか。もしそうだとすると、小さな企業というのは、小さな金融機関とお付き合いが多いので、これを変えることは、かなり慎重に考えるほうがいいという印象を持っております。

これを唯一変えないといけない理由というのは、私が理解する範囲では、負担金方式は、一旦は10割保証を現場では受けている。だから、現場の方が10割保証の債権なので、まさに放っておいてもいいと思っている。ところが、部分保証方式なら、現場の人が2割を自前で負担するので、最初から放っておくわけにはいかないという行動になる。もしそうした違いがあるのなら、確かにインセンティブ上の問題になります。業界の方、あるいは信用保証協会の方々に、融資の現場で、部分保証と負担金方式で、例えば職員のインセンティブが変わってしまうような仕組みになっているのかということ、次回以降に教えていただければと思います。もし両者に差異がないようにちゃんと対応されていたら、わざわざ変える必要まではないという印象を持っているということです。これもこれから先生方にいろいろ教えていただいて、考えたいと思います。

次に、保証料率の9段階が適切かという点です。保証料率の水準も含めてですけれども、これについても考える必要があります。先ほど言いましたように、自由度を増やすことが必要で、特に先ほどのデフォルト率の表を見せていただいても、明らかにリスクの高いところでは、採算が割れているということは、素人目にもわかるわけです。そうすると、危険な方を優先的に保護するのが現状の制度だということになります。要するに、この部分に対して補助金がインプリシットに出ているわけですから、リスクの高い人を優先的に守るという判断をした後でないと、この制度は正当化できないわけです。一時的には悪いけれども、将来よくなる可能性の高い企業に対して、補助をすることには、誰も異論はないと思うのですけれども、このまま潰れそうかもしれない、先行きも普通に考えるとかなり厳しいという先に、わざわざ税金を入れて、倒産までに時間を稼ぐということに、納得感があるのかというところを、考えていただく必要があると思いました。

それから、経営改善をするためのインセンティブを金融機関に与える仕組みを、信用保証制度の中に入れたいと思うのですけれども、同時に、金融機関の方々もビジネスですので、例えば500万円しか貸していない先に対して、経営を改善するためのコストのかかる支援を求めることは、現実的ではないと思います。そうすると、零細企業について、このスキームのままで、金融機関の監視や支援のインセンティブを入れるのは難しいです。現在、

小規模零細100%の制度がありますが、これを80%に変えたからといって、金融機関の行動が変わるとは、ちょっと思いにくいです。

金融庁さんも、小さな企業について、金融機関がなかなかできないということを認識されており、外部連携を強調しておられますし、中小企業庁さんも白書などを見ると、規模の小さなところの実際の相談相手は誰かというところ、税理士さんですと分析されています。だから、税理士さんとの連携を強化していくのも一つの方法です。今も税理士さんの会計監査があると、信用保証制度には一部有利になるような仕組みがありますけれども、そういうものを強化して、今後、金融機関以外の支援者にも、積極的に関与していただいて、それをもっと広げていくことも大事だと思います。

金融機関のインセンティブという点で言うと、規模の大きな中堅企業でありながら、まだ金融機関の支援が手薄な部分については、信用保証制度の改革を通じて、インセンティブを入れる形が効果的だと思います。

債権放棄の問題については、しっかりわかっていませんが、弁護士の先生方と勉強会などをやると、保証制度があると、それが債権放棄、企業再生のところで、非常に障害になっているという御意見があります。そうだとおっしゃる会計士の先生や、弁護士の先生もいらっしゃるし、それほどではないとおっしゃる先生もいるので、実態について、今後、確認していただいて、もし障害になっていて、かつそれを改善できるような具体的なものがあれば、御検討の中に入れていただければと思います。

セーフティネット、危機対応については、これは絶対に残すべきであろうと思います。特にマクロショックのようなときには、先ほど村本先生から、リレーションシップバンキングという議論が紹介されました。リレバンの1つの機能は、Aという企業の経営が悪くなったときに、将来も見込んで、Aという企業を今は支えますということなのですが、マクロショックのときには、金融機関の全部のお客さんが一斉に悪くなりますので、リスクを分散できないという状況になります。このときは、銀行もリスクから逃げないといけませんので、逃げ先として、中小企業に関しては、信用保証制度、もう少し別の銀行行政で言えば、公的資金の資本注入の枠組みなどがあって、そういうもので、逃がす仕組みは残しておく必要があると思います。

私自身が、愛知県信用保証協会さんと一緒になって、リーマン・ショック直後に、愛知県信用保証協会を利用された全部の方にアンケート調査をして、半分ぐらいの回答をいただいていますけれども、もしこれがなかったらどうだったかを尋ねています。先ほどは倒産ということでしたが、倒産以外に、廃業とか、リストラも雇用には影響しまして、それも合わせると、私の推計では、現実に愛知県の失業者は、起こっていたものの倍ぐらいになりました。全国も同じような状況だとすると、信用保証制度がなかったら、失業者は倍ぐらいになっていたのではないかと思います。

今回の改革の議論に際して注意すべきは、これまでセーフティネット保証があり、いざというときには、こういう保証制度が助けてくれると思って経営されている方々に誤った

メッセージが出てしまい、今後、大雨が降ってきても国は知らないという制度に変わりそうだという要らぬ心配を与えかねない点です。こういう制度は残すというところも、しっかりメッセージとして出していただくことが必要ではないかと思います。

もう一つ、危機のときは守るのですけれども、緊急保証では、運転資金を対象にしながら、保証期間が10年と非常に長かった点です。10年間もリーマン・ショックの影響があるということは、通常は思っていないわけですし、あの時期の1～2年に、キャッシュアウトフローがない、あるいはちゃんとお金は借りられるということが重要でした。そうすると、10年もかけずに、そこからちゃんと離脱していくインセンティブをつくっておかないと、制度が立ち居かなくなるのではないかと思います。一遍に出られないにしても、徐々に出ていく気に、経営者の方々と銀行の方々がならないといけません。先ほども申しましたが、信用保証料をたくさん払っているというのは、企業の方にとっては実に負担なのですが、何となくそれが習慣化している方が多くて、結果として、このままずると利用が続くことになってしまっています。今は、出ていきなさいというインセンティブがどこにもないのです。だから、出ていこうというインセンティブを仕組みの中に入れていただきたいのです。金融機関の方が経営改善をするだけでなく、企業者の方もこれはいざというときに借りる資金であると、平常時には利用しないようにするというインセンティブを持っていただけるといいのではないかと思います。

いろいろとお話をさせていただきましたけれども、また後で追加させていただくかもしれません。どうもありがとうございました。

○村本座長 ありがとうございます。

委員の方から大変網羅的な御意見をたくさんいただきましたので、事務局にはしっかり受けとめていただいて、きちっとした回答が得られるようにしてほしいと思っています。

先ほど申したのであれなのですけれども、一言だけ申し上げたいのは、先ほど保険収支の話で、最近やっと、かつてよりもはるかに少ない公費投入になったという話がありましたが、信用補完制度を取り巻く環境が、やっと有事から平時になったのだらうと思うのです。そういう意味では、今しか議論ができないことが、たくさんあるのではないかと思います。のですけれども、私自身は、地域活性化とか、地域創生というコンテキストで考えていくべきことではないかと思っていまして、もっと地域のために役に立つような、そういう面的な側面も踏まえた、補完制度ないし信用保証のメニューがあつていいのではないかと考えておまして、個別企業に対する援助ももちろんそうなのですが、地域活性化に資するようなスタンスで何か考えられないか、前向きというか、ポジティブなものもあつてほしいという感じがしています。

これは事務局への質問になるのですが、骨太方針等で、本年中に検討を進めろということのようなのですが、本年中と言っても、あと1カ月です。1カ月で、何をどこまでするのかということをお教えいただきたいです。

○木村事業環境部長 非常に難しい御質問でございますけれども、資料4の一番最後のペ

ージでございます。いろんところで、年内にという御指摘をいただいております、宿題が出ていることは確かでございます。ただ、結論ありきで、プロセスを無視して、強引に何かをまとめるということは、私どもは全く考えておりません。今、諸先生方からいただいたコメントは、多面的かつ包括的、あるいは個別の御指摘、さまざまございまして、それを一つ一つ丁寧にこなしながら、方向性を考えていかなければいけないと思っております。これにとらわれないでということはないにしても、検討自身は急ぐ必要があると思っておりますけれども、プロセスはしっかりやりたいということでございます。

この会は、年内に5回ぐらい開催をさせていただいて、おおよその方向性のようなものは、何かまとめられる。報告書のような形になるかどうかはともかくとして、そういうものをまとめられるぐらいの議論をやったということ、少なくともそこまではたどり着きたいと思っております。

結論においては、両論併記的なものが残ったり、そういうことはあるのかもしれませんが、いずれにしても、そこまでの間で、大きな方向性について、制度の詳細な設計自身はともかくといたしまして、大きな方向性については、合意をできるような、中身の濃い議論を尽くしていただきたいというのが、私どもの希望でございます。

結論ありきということで、強引に、年内に成果物がどうしても必要だということばかりを考えて、せかすことはないと思っております。

○村本座長 ありがとうございます。

取りまとめをする立場からすると、何かコンプリートなものを出せと言われると、結構きついと思っていたのですが、ある程度の方向というか、形が見えるということであれば、さまざまな議論をしていただいて、それを組み入れるという話なのだろうと思いますので、急いであるところにラウンディングするということは、考えなくてもいいという印象を持ちましたので、そんなスタンスでいけたらいいと思っています。

一当たり御意見を伺いましたけれども、追加的にこれだけは事務局に投げっておきたいとか、あるいは次回以降、各団体からヒアリングというか、御意見を伺うのですが、こういうことを聞かせてほしいみたいな御希望があれば、伺っておけばいいと思うのですけれども、何かありましたら、御自由に御発言ください。

お願いいたします。

○三神委員 先ほど家森先生から御指摘があった、分散可能なタイプの危機の場合と、分散不可能な危機の場合があるということで、例えば日本国内の震災のような場合ですと、一般的の景気の指標として、目安になるかどうかはまた精査が必要ではあるのですが、神戸の震災でも、東日本大震災でも、不動産市況は半年が底なのです。そこからかなり盛り返すということが、パターンとしてある程度見えていたり、いつまでもただただと支援していかないというものの基準を考えると、これからはTPPの影響などもあって、海外からの影響による、瞬間的な巨大型の被害をこうむった場合の対策は、かなり精査、あるいはこういったものを指標にしていく必要があるか、調査が必要なのではないかと思います。

国内分散型については、数値的に過去の例で出ているものと、今日、お話をさせていただいたバッファーみたいなものをつくれるものは、どんどん対策としてやっていって、商流が流れてしまった場合、どう戻すかというところが必要なのではないかと感じました。

もう一点は、日本国内の構造改革的な意味で、それも踏まえた支援を金融機関がなさっていくことは、これから壮大なテーマになっていくのですが、ちょうど2週間前ぐらいの『フィナンシャルタイムズ』の日曜版か何かの冊子で入ってくるものに、企業の寿命に関する特集の冊子が出ていまして、日本は30年単位ぐらいで、緩やかに波があって、長寿企業が多いとあって、いつものごとく金剛組さんがどんと出ていたり、いろんなデータが載っていて、だけれども、日本はこれを破綻させるスピードをこれから上げていくかのように見えるみたいなことが、一文書いてありました。

日本の場合は、非常に長寿化しておりますし、これは大きい話になってしまうのですが、先般の中小企業政策審議会でも、30代、40代ぐらいの方に、早々に引き継ぐという意思決定をした中小企業は、マーケティング能力が高まるために、売り上げに再生する相関が出ているといった、どの時点で継がせるか、そうは言っても、70代もある程度働いていただくという方向性を、今、国として出している。そういった従来の重鎮の方に、どういった業務に就いていただくことで、財界全体を支えていただくのかといった、個人のライフサイクルと、日本の年金の政策などにかかわってくると思います。

総花的なお話になってしまいましたが、これに近い業務、どの時点で継かとか、相続がどうかとか、そことどう整合してくるか、あるいはどんな教育を受けるのかということ、スイスなどだと、プライベートバンクのおつきのものが全部やるわけです。これに近い機能というのは、もうちょっと小さいサイズですが、昔はかなり入り込んで、銀行さんがかなりの深い付き合いでやっておられたと思うのですが、世代交代まではいなくても、いわゆる売り上げを上げるというマーケティングサイドのところを、2代目の方はどう強化していくか。

中政審でもお話をさせていただいたのですが、地銀さんによっては、この世代だけを集めて、かなり強化した勉強会をやっています。わざわざ東京に集めてなさっているところもあったり、あるいは政府系の金融機関でも、地域によっては、女性経営者の方の人数が非常に多かったり、おもしろい傾向が地方ごとに出ていますので、銀行さん同士の新規事例といえますか、こういったものの共有ができたらと思ったりしています。

すみません。まとまらないまま、総花的にいろいろとお話をしてしまったのですが、日本全体のライフサイクル的なところの分析も、あわせてお考えいただけたらと思います。

○村本座長 ありがとうございます。

ほかに何かございますか。お願いします。

○小林委員 本筋ではないのかもしれないのですが、先ほど家森委員からお話があった、信用保証協会が企業を再建するときに、債権放棄に一生なっているのかどうかというお尋ねがあったので、それについてお答えしたいと思いますが、弁護士とか、会計士な

どで意見が違うのは、時期的な問題もあると思います。正直なところを言うと、前の段階では、信用保証協会が債権放棄することについて、企業が再建する場合、債権放棄することについて、非常に消極的ではあったのです。それは信用保証協会に限らず、公の金融機関もそういう傾向があったのですけれども、最近では、逆に、信用保証協会とか、公の金融機関のほうが、積極的に支援していただいているという傾向があろうかと思います。

ただ、問題なのは、制度融資です。地方自治体が責任の割合を負担しているときに、債権放棄をする際に、議会の承認を得なければいけないというところがあって、条例で首長がOKすればいいというところもあるのですけれども、条例がない場合には、地方自治法で議会の承認が必要です。議会の承認はプロセスも大変だし、ハードルも高い。そこが結構問題になることが多い。そういうことだと思います。

○村本座長 ありがとうございます。

お願いいたします。

○河原委員 私から2点お話をさせていただきたいと思います。

先ほどから危機時の対応ということで、金融支援ではないのですけれども、東日本大震災で、私は公認会計士として、あるNPOの監査をずっと担当しておりました。そこはもともと私が担当しておりました、認定NPOなのですけれども、そちらは大震災が発生して、支援をするときに、2年でやめるという方針を明確に持っておりました。それは、海外での緊急支援の経験から、しっかりサポートしても、引き上げのときに失敗すると、今までの苦労がマイナスになってしまう。そのような経験から、2年で撤退するためには、1年目は緊急支援、次の1年は一緒に手伝ってくれた方々、地元の方々を育てて、サポートするということを知りました。

金融支援におきましても、やはり同じような発想があってもいいと思います。今後、この場で、緊急時の支援に関して、撤退時ということもありますが、やはり行くときには出ることをしっかりと見据えた支援の方法を、御議論していただくといいと思っております。

あと、これは信用補完制度のことだけではないのですけれども、ここ数年は、中小企業の支援活動をいろいろお手伝いして、いろいろな方とお話をし、いろんな会に出ておりますと、似たような活動をしていたり、こちらの活動とこちらの活動が結びついたら、もっとうまくいくのではないかと思うことが多々あります。

最近では、先ほどもお話いたしました、中小機構さんのよろず支援が、各地域の中小企業の支援のハブ機能をなしてきております。先ほどお話した、金融機関の小さいところ、小さい信金さん、小さい企業さんを、それぞれの銀行の人だけで見ること自体、限度があるということも、実態として肌で感じております。その場合には、各地域それぞれ、お力のある指導員がいるところが力を合わせてできるような、横のつながりをもっと持っていただきたいと思っております。

今回この会議では、委員よりも多くのオブザーバーの方が来ております。全国に組織を持っている方々のお集まりの機会ですので、こういう交流の場をさらなる活動の輪として、

広げていただける機会になったらと思っております。

○村本座長 どうぞ。

○三神委員 1点、言い忘れたことがありますして、地銀さんで全てを丸抱えというのは、難しい面もあるので、先ほどのマーケティングサイドの情報収集などは、どんどん専門の方を読んできたり、アウトソースしたいという動きもあるので、先ほどの話の仕方で、全部やれと申し上げているように、誤解を受けかねないと思いますので、その点だけ、済みません。

○村本座長 家森さん、どうぞ。

○家森委員 先ほど言い漏らした点がありました。企業支援をしていくことになると、通常のローンでのリスクテークの仕方のように定額の金利を返してもらうだけでは、ペイしないことがあると思うのです。既に中小企業庁さんや公庫さんのほうで、各種のファンドをつくられたりしています。民間金融機関も、ボランティアでやるわけではないのですから、金融機関が改善に成功したときにアップサイドのほうのリターンを取れないと持続可能なスキームになりません。一定のアップサイドのリターンを取れるスキームが必要ですが、その場合には、どうしてもエクイティ系の資金の提供の仕方が問題として出てくると思います。

信用保証のところで、エクイティ系の保証ができるかということ、かなり難しいと思いますので、金融機関自身のファンドや官民ファンドと組んで、一体となって、エクイティ系で出す部分と、信用保証で保証する部分の連携を図るという形です。金融機関の方々に、経営改善をしていただくときに、保証制度からサポートするというときにも、中小企業庁さん等がお持ちのファンドの機能を同時に活用することが、不可欠ではないかと思えます。

もう一つ、重要なプレイヤーが、各地域の保証協会さんでして、私自身は、先ほど申しましたように、保証割合と保証料に幅を持たせ、いろんなどころを選べるようにして、地域の実情に合わせて選んでいただいたらよいと、思います。例えば愛知県はリーマン・ショックのときに、自動車の特にやられたわけでしたので、県の予算を使って、自動車産業を守るために特別な保証制度を入れられたのですけれども、そのような感じで、地域によって、ここは絶対に守りたいとか、ここを伸ばしたいということがあると思いますので、地域の協会の自主性を広げることも重要です。ただし、その際は、その代わりに、ガバナンスをしっかりしてもらって、情報の開示をしっかりしていただかねばなりません。

この間、学会で、ある先生が報告されたものによると、協会のBS、PLを全部集めて、比較しようとする、データがそろわないそうです。きっとどこかにあるのでしょうけれども、そういうものが容易に利用できるようになることによって、第三者の目も入ることです。既に外部評価委員会とか、いろいろなことをされていますが、より広く社会に情報を発信していただいて、ガバナンスを効かしていくことも大事ではないかと思えます。

もう一つ、金融機関のデータを見ていると、すごく信用保証制度に依存されている金融機関と、ほとんど利用されていないところがあるのですけれども、非常に利用されている

金融機関についてのビジネスモデルと申しますか、なぜそういうふうになっているのかについて、次回以降のヒアリングで、業界の方々から教えていただきたいという点も、1つお願いをしておきたいと思います。

以上です。

○村本座長 いろんな御意見をいただいて、ありがとうございました。

マクロショックなどの話は、補完制度だけで対応できるものではないような議論もあります。切り分けはなかなか難しいと思いつつ、伺いましたけれども、いずれにしても、丁寧な議論をしろということが、部長の御意見にもありましたので、さまざまに伺っています。

せっかくですので、今日、オブザーバーの方にまだ何も伺っていないので、次回以降、ヒアリングをさせていただきますけれども、今日の段階でこれだけはどうかがございましたら、御発言ください。よろしいですか。遠慮しないというのが、このやり方になると思っていますので、お願いします。

お願いします。

○日本商工会議所塩野主任調査役 日本商工会議所でございます。

本日、常務理事の久貝は、所用のため、欠席させていただいていますが、代理で発言させていただきます。

我々も資料をいただいて、資料5をもとに、具体的に議論が始まるのではということで、このペーパーを特に読んでみたのですが、この中で、2. 課題の保証協会の8割保証について、「8割の保証はまだ大き過ぎる。8割保証が、金融機関の経営改善を促すモチベーションを阻害している。また、事業者自身も、モチベーションを持ちにくいケースがあるのではないか。」とあります。括弧してモラルハザードというきつい表現もされているわけなのですが、文脈をどう読むかは、いろいろあるのですが、果たしてそうなのかという印象を持っています。胸にすんと落ちてこないといいたいまいしょうか、そういうところも、率直な印象として持っております。

今日の議論のスタートを望む前に、可能な限り、各地の商工会議所等々から意見を聞いているのですが、金融の現場においては、申し出のあった事業者さんに対して、どのような形で金融をつけられるのか、どういった形であれば、融資の申し出に応えられるのかということ、地域金融機関と各地の保証協会さんが、案件ごとに、それこそ額を突き合わせながら、検討していただいている。その中で、場合によっては、お申し出額のうち、この範囲なら保証協会としてもやれるのだけれども、残りは金融機関でやってくださいとか、そのような形で、8割、2割という比率を離れたところで、議論を個別にやっていると。それもこれも中小企業の皆さんのために、いかに応えていくか、そのために保証協会も金融機関も、8割、2割の形にこだわらずに、日々検討されていると聞いております。

また、制度としても、各保証協会が地元の金融機関さんと個別に提携をしながら、仕組

みとして、「予め協調でやりましょう。そのかわり、保証料を若干下げますよ」というような、提携商品を個別に持っていらっしやって、全国に広まっているということも聞いています。何が言いたいかといいますと、資料の仮説に基づく保証比率の見直しという検討の仕方であれば、検討の幅としては、非常に限定的なものになるのではないかと、想像しているわけでございます。

ただ、我々としても、比率の割合を一切変えてくれるなということを申し上げているわけでは、毛頭ございません。そういう保証は、そこまで必要でないという事業者さんもいれば、従来以上に保証が必要だというゾーンもあると認識しておりますので、そのような議論については、後日、各団体のヒアリングがあると聞いておりますので、そういった実態を踏まえたといいましょうか、よく聞いてもらった上で、見直しの議論を進めていただければと思っております。

以上です。

○村本座長 ありがとうございます。

私の時間のコントロールが悪くてあれなのですけれども、今までのあれで、事務局からリプライ等がありましたら、お願いします。

済みません、先生、どうぞ。

○小林委員 今後のヒアリングのやり方なのですけれども、今、商工会議所の方からも有益な御意見があったと思うのですが、ヒアリングについても、ある程度、こういうことを聞きたいという項目をお示しして、それを踏まえて、いろんな意見を言っていたいたほうが、全体のまとまり方、あるいは意見の集約の仕方、整理の仕方がしやすいのではないかと思いますので、その辺は御検討いただければと思います。

○村本座長 今の点は、この場でというのは、なかなか難しいかもしれませんので、後で事務局にこういうことを聞きたいということを、委員の先生方から個別に寄せていただいて、それでリクエストしたらどうかと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、事務局からリプライがあれば、お願いします。

○菊川金融課長 事実関係について、若干の補足を申し上げたいと思ひます。

小林委員から御指摘がありました、求償権のところでございます。信用保証協会は、今、51ございます。その中で、いわゆる先ほど条例で、例えば首長さんの判断で放棄ができるというところが決まっているのは、51のうち、18自治体だということで、ことしの4月の段階で、我々は把握してございます。逆に、制定について未定なところは、24自治体ございまして、そもそも制度そのものがないところが9自治体あるということで、確認してございます。

こういった状況を、先ほど小林委員から御指摘があったことも含めて、先般、総務省や金融庁、その他の関係省庁と連名で、各自治体には、求償権放棄について、より柔軟な対応ができるような要請をしております、そのあたりについても、進めていただければと

ということで、今、我々として対応しているところでございます。これが事実関係の点でございます。

あと、ヒアリングに関しては、事務局の中でまた相談をしたいと思いますが、今日、委員の方々からあった、ヒアリングで聞きたいということの整理と、追加で今日の御議論を踏まえて、こういう点を聞きたかったということが出てくると思いますので、整理をしまして、委員の先生方に事前に御連絡いたします。

ただ、後でスケジュールのあれがありますけれども、最初のヒアリングまで、余り日にちもないものですから、同時並行的に、聞かれるほうも、前日に聞かれても、準備もできないということがあると思います。もちろん今日の御議論は聞いていただいていますので、今日の御議論の中で出たような項目は恐らくあると思うのですが、やや同時並行的に、ヒアリング項目を整理して、一方で、余り項目を閉じてしまうと、最初から論点ありきみたいな形になると思いますので、そのバランスが難しいのですが、ある程度整理をした上で、余り発散をしない範囲で、整理を同時並行的に進めさせていただければと思っておりますが、よろしいでしょうか。

○村本座長 スケジュールをお願いします。

○菊川金融課長 スケジュールについて、今、座長から御指示がございましたので、御説明を申し上げたいと思います。

資料7をお手元に御確認いただきたいと思います。1枚紙です。金融ワーキンググループスケジュール案となっております。

第1回目、今日、開催させていただきました。

第2回目でございますが、11月27日金曜日の午後になっております。場所は、追って御連絡いたします。場所は、今、調整中でございます。ここで、関係機関のヒアリングをさせていただきたいと思います。

3回目は、11月30日の月曜日の午後ということで、これもヒアリングの会に充てております。

12月10日は午前中でございますが、ヒアリングを踏まえて、いろいろと検討をしていただきます。

恐らく年内最後になると思いますが、12月16日水曜日の午前中で、今のところ年5回、これは委員の先生方の御予定を事前にお伺いした上で、組みさせていただいてございます。

また、ヒアリングにつきましては、次回、どの機関にやっていただくかは、今、内々に調整をしております。ヒアリングをしていただく団体については、事前に聞いていらっしゃると思いますが、今、最終調整中でございます。ヒアリングの公開、非公開等々の扱いについては、今日の御決定を踏まえて、座長と御相談をしたいと思います。

以上です。

○村本座長 そういうスケジュールリングが検討されておりますが、よろしいでしょうか。よろしく願いいたします。

今日のスケジュールというか、あれは以上なのですけれども、先ほど商工会議所さんから、8割保証の仕組みを改めるというところが強調されましたが、私はその前についている一律でということが重要なことだと思っておりまして、これを7割にするとか、5割にするという議論ではないと思っております。そういうことをやめることによって、いい方向が出てくればと思っておりますので、一律でというところに強調があって、8割保証をやめるというところに、余り強調を置かないでほしい、そこだけを議論したくないということがありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

追加的に何か御発言ございましたら、承ります。

それでは、今日、予定していただいたものは以上かと思ひますので、今日の会合はこれで終わりたいと思ひます。次回またよろしくお願ひいたします。どうもありがとうございます。